

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午前 11 時 15 分

○議長（小林哲雄）

引き続き、一般質問を行います。

5 番、前田せつよ議員、どうぞ。

○5 番（前田せつよ）

5 番議員、前田せつよでございます。

通告に従いまして、二つの項目を質問いたします。1 項目目、小児医療費助成制度を新たな視点から拡充を。

平成 24 年 8 月に子ども子育て三法が成立して、子育て支援の充実が本格的に進められ、これに関する制度が平成 27 年度から実施される予定でございます。従来よりも子どもを大切にする社会へと転換することになります。人間生活で最も基本となるものは、全て健康に集約をされております。そこで、小児の健康にとって大事な制度に医療費助成制度がございます。特に、安心と安全な生活を確保するためには、現状の制度を拡大・充実することが多く望まれておるところでございます。

我が町における小児医療費助成制度の現状ですけれども、小児の入院については中学生まで、通院については小学校就学前までの保険適用分の医療費を助成しているところでございます。これまでの小児医療費に対する助成は、町から該当する子どもを持つ保護者の皆様に向けて自動的に実施をされております。例えば、一つの例といたしまして、町が小学生の保護者に対して講演会や研修会などを受講した方を助成対象者に登録するという制度にしてみても一つ考えるところがございますが、いかがでございましょうか。このように、助成制度を利用する側の意識を変える効果で、保護者の方々が医療の受け方を慎重にされたり、予防医学の実践力を高めた生活がさらに進むと考えます。

以上を壇上にての質問とさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、前田議員のご質問にお答えします。

最初に、開成町の小児医療助成制度の現状についてお話をさせていただきます。小児医療費助成制度は、公的医療保険の一部負担金を小児に対して軽減する制度であります。各自治体で実施をされている地方単独事業でもあります。

開成町においては、3 歳未満については入院・通院助成で所得制限なし、3 歳以上、小学校就学前までは入院・通院助成で所得制限あり、中学校終了前までは入院のみ助成で所得制限ありとなっております。開成町の制度は、3 歳児未満の所得制限をなくしていること以外は神奈川県補助基準内での実施となっております。神奈川県内の各市・町・村の入院外に対する助成を見ると、神奈川県補助基準を超

えて年齢引き上げを行っている市町村がほとんどであります。就学前までとなっているのは、現時点においては湯河原町と開成町だけとなっております。

適正な医療受診や予防医学の観点でのご質問であります。他市町村の状況を見ると、全国的な傾向として、小児医療費助成の無料化施策やその対象年齢引き上げにより、病気への予防対策を行ったり、ちょっとした体調不良でも受診したりする傾向が見られているようであります。利用する側の立場である保護者に対して研修会等を行い、適正な医療受診を促進させることは必要なことであると考えております。町においては、この制度における医療費の財政負担の仕組みとともに、かかりつけ医を持つ、薬のもらい過ぎに注意する等の受診行動の適正化を呼びかけております。また、子どもの急病への対処法、けがに対する基礎知識とともに、手洗いやうがいの習慣づけなどの健康管理の周知も必要に応じて進めております。

次に、議員から提案されております研修会受講者を助成対象にという提案について、お答えをします。

子どもの医療機関受診には、感染症やけが、軽傷でも受診を要する場合があります。高度な医療を要する場合があります。子どもだけでなく、町民一人一人が身近な地域で安心して医療を受ける体制の充実が重要と考えております。また、現在の救急医療体制は、初期救急医療として休日の昼間に町民が身近な地域で適切な保健医療サービスを受けられるような体制、二次救急医療として休日や祝日、夜間において医療サービスを受けられる体制、そして三次救急医療として救命救急センターが実施する医療体制の三層構造となっております。このように、日本における国民皆保険体制の掲げる、誰でも、どこでも、いつでも安心して医療が受けられる体制を基本に考えると、研修会受講の有無により医療助成に差をつけるということに対しては慎重に対応していきたいと考えております。

今後の開成町の小児医療費助成事業について、対象者の拡大は現在のところ考えておりません。現行の制度のPR、特に、入院については中学校卒業までの助成をしていることを住民にも周知をしていきたいと考えております。また、開成町として、この小児医療費助成制度を国の公的な社会保障制度とするように国等への要望を今後も行っていきたいと考えております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私が通告の中でお話をしたところで、小児医療費を助成する際の町から保護者に向けての実施の仕方、アプローチの仕方についてでございます。たしか、聞くところによりますと、1年ごとに医療証というものを助成対象者に対して渡しているというところがございますが、先ほど答弁にもございましたように、一つとして、二つとしてということで、いろいろな啓発、呼びかけ等々をしていきたいとい

うような具体策の答弁をいただいたわけですが、こういうふうな形で、例えば、かかりつけ医を持っていますかとか、薬、もらい過ぎをしておりますかとか、あと、けがの基礎知識、また、おたくのおさんは平熱は何度何分ですかとかというような形でのきめ細かい形で医療証の授与等々、また、本当に大切に、健康管理に気をつけて医療費の助成のお金をお渡ししているというような仕組みであるのかどうか、その現状等々、お尋ねしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをします。

ただいまのかかりつけ医がある等々、そういうものを持つようにというような促しについては、実は、母子保健の3歳児検診等の関連等で、そういう場面で、そのような促しはしているわけですが、医療証の発行、これは、お誕生日月ごとの1年ごとの自動更新でございます。すなわち、町からの配達により封筒に入れて医療証を送ってございます。ただ、現状は、その通知の中に、ただいま言われたような適正な受診を呼びかけること等、また医療費の負担について、大切な税金が使われていますよとか、そのような内容については現状では入れていないという状況でございます。これについては、今回の質問の中で、ああ、これは少しやっぴいかなしいといけないことだなというふうに思っておりますので、医療証の発行の際にも、そのようなPRを今後はしていきたいというようなことを考えております。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

ぜひ、二つの課にわたってのことになるかとは思いますが、福祉課と保険健康課、2課にわたって小児医療費助成制度の関係も丁寧に、また、お渡しして健康管理の推進の思いというものを保護者の方に伝わるような形で、医療証の折にもよろしく願いをしたいと思っております。

次に、医療費の件でございます。今、国保、社保、また云々、さまざまな保険に入っておられる関係がありまして、町民1人1人の年齢別の医療費がどのようなになっているのかというのを推しはかるのは、かなり難しいことだとは思いますが、実は、国レベルで国民の医療費がどのような形で使われているのかというものの資料を入手しましたので、少しご紹介をしたいと思います。

国の概算の基礎データというのがございまして、これは、年齢的には0から4歳というくくりと5歳から9歳、10から14歳という形の5歳刻みの年代を、国民はどのようなふうな形で医療費を使っているのかというふうな形で調べた資料があるところでございますが、これは厚生労働省の平成17年の国民医療費の概要というものにもリンクする内容でございまして、詳しい数字等々を並べても信憑性がない

ので、まず年齢別の医療費の総額の総体はどうなっているのかということでございます。

国民全てですけれども、0から4歳児の医療費の総額というのは、5から9歳児の医療費総額の2倍に当たるというデータが出ています。これは、国保連でも、そのことについては「ああ、そのとおりだ」というような形で認めておるところでございますが、また、10から14歳児の医療費総額は5から9歳児の医療費総額よりも、さらに下がる。ですから、年齢が上がるに従って、どんどん医療費というのは少なくて済むというような実態がわかるわけでございます。ただ、入院費用に関しては、0から4歳児が突出して高くなっていると。また、5から9歳児と10～14歳児はほぼ拮抗しているというような推測が、いろいろな国方面から出た資料に書いてあるところがございます。その中で、0から4歳児の医療費の総額とほぼイコールになるのが、5から9歳児の医療費と10から14歳児の医療費を足したものとほぼイコールになる。ですから、やはり5歳、6歳、小学校の入学前後の五、六歳児のものをベースに医療費が少なくなっているのかなというふうに想像をするところがございます。

そして、町の医療費の状況はどういうふうになっているのかということで、扶助費と言われている決算額を見ますと、本当に幸せにも開成町は平成24年度の町単独で持ち出した総額の費用というのが164万8,403円、町の単独分でございます。そして、平成25年度は176万5,542円ということで、平成24年度から25年度にかけて、町単独で助成制度に関する医療費は、それだけ少なくて済むようになったと。また、うちの町の対象者の1人当たりの助成額にしましても、平成24年度は6万5,936円かかったところ、平成25年では5万3,501円でおさまったと。本当に、これは喜ばしい姿だなというふうに思うところがございます。

こういう形で、きっと、うちの町民の方々は、健康意識等々も強くて、丁寧に使ってくださいというふうにおもんばかるところでございます。今は就学前までというような助成対象になっておりますので、ここで、せめて小学校の低学年、もしくは小学校1年生の入学時に、かなり、ランドセル等々、新しい小学校に入るまでのいろいろな物品を買う等々のことで家計の負担も多い時期でございます。ぜひとも拡充というような形のお考えはありませんでしょうか、お願いします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

今回の質問の中で、新たな視点をというようなことで、現状の決算額の中からの分析をさせていただきました。今、議員ご指摘のとおり、0歳児、1歳児、2歳児から、あるいは小学校に今度、入った子と比べれば、当然、受診の機会というのが減っていくというような状況が出ておりました。現在、県のほうの補助金をもらっ

ている範疇での分析をしたところ、やはり3歳児までと4歳児から就学前までの医療費総額というのが半分近くになってしまうという現状はございます。そこで、町においての今の町の制度は、0から3歳未満については所得制限が県の補助金はあるけれども、そこはやはり病気にかかることが多いから、所得制限を町単独で撤廃しようよという制度になっているわけでございます。

そして、今、小学1年生への拡充の話でございますが、そこら辺について、例えば、開成町の4歳、5歳、6歳への助成の金額、25年度で申し上げますと総額で4,000万近く支出をしているわけですが、そのうちの1,000万ほどが4歳以上、就学前までの医療費となっております。それを1年齢層に割り返しますと300万ぐらいというような状況があります。そのような状況の中で、今、議員ご指摘の小学1年生、生活の変化があったり新たに小学校に入るといったような部分で、助成の拡大ができないかというようなことでございますけれども、そのようなデータ分析は今してございますけれども、現状では拡大は考えていないというような状況でございます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

開成町の従来からの考え方ですけれども、やはり医療というのは日本全国的なものでありますから、そこで市町村が変わっただけで自己負担が0だったり一部負担金があったりというのは、本来、おかしいわけでありまして。そのところは、やはり国の施策の中でというところが町の基本的なスタイルです。そこで、では、町のほうはといえば、相談業務であったり、子育て支援センターを、では、もう一つとか、ファミリーサポート事業だったり、そういうところに投資していくというのが一つの姿だと考えております。

地方単独事業につきましては、余り知られてはないのでしょうけれども、例えば、開成町が運営しています国民健康保険というものがございます。そこにも当然、小児医療の対象者が何人かいるわけですが、大体25年度で1,400万ぐらい、8割負担とか7割とかと公費を国民健康保険が持っているわけですが、当然、国民健康保険ですから国のほうから手厚く補助金をいただいています。それが大体32%ぐらい、いただくわけですが、そういう地方単独事業、小児医療とか、そういうところは財政力豊かな地方自治体が、勝手にという言い方は悪いですが、独自施策でやっているの、そこには補助金は要らないというような考え方があります。

開成町だけでも400万近くの額の補助金が、そこはペナルティーとしてもらえないというような状況も生じてくるわけです。ですから、必ずしも、そこについて、地方単独事業の小児医療を拡大していくことが、では、町の財政、その他を考えたらいいかというところもありますので、そこはなかなか踏み切れないというのが実態でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

本当に、ペナルティー400万云々ということで厳しい中、それぞれの行政が小児医療費の件で検討を重ねているということは、いろいろなところに問い合わせたり資料等々を集める中で、もう血のにじむような形で捻出しているということは十分承知をしているところでございます。

2010年、平成22年、神奈川県内の自治体におきまして小児医療費の助成制度のパターン、うちの周りは就学前までですよ、入院だったら中学までですよという形でやっておるわけですがけれども、ほかにも、もっと年齢層を拡大しているところ等々ございますけれども、あと負担金、それから所得制限をかける等々、いろいろなパターンを神奈川県内の、全国そうですけれども、練っておられまして、平成22年の2010年に19種類の施策が展開されていると。2年前の2008年、平成20年では15パターンあったのが、4パターンも2年の間に。そういう仕組みを本当にいろいろな知恵を絞って行政が行っているということで、ますます市町村による違いが複雑化しているというような現状があるということも十分承知をしているところでございます。

そんな中で、やはり草柳部長がおっしゃったように、これは全国一律、国がすべき云々というようなことを先ほど同僚議員の答弁の中でもお話があったわけですが、全く町民の方もそういう思いがあって、国勢モニターさんが「少子化対策・乳幼児医療費助成制度について」ということで、厚生労働省の内閣府にそのことを申し立てたものがございまして。それに対して厚労省の内閣府の考えとして、一般的に医療費は医療サービスの提供を受けるという観点から、受診者に一定のご負担をいただくのが原則であると考えていますという、そういう国勢モニターに対するアンケートが国レベルで載っておりました。

私は、そこを見たときに、湯河原町のように、例えば、通院のときに何百円、それから入院のときに1日何百円ということで、今まで自己負担、受益者負担を全然していません開成町に、多少、例えば、通院のときに100円、入院のときに1日200円ということで皆さんに出していただいて、その分、小児医療費の年齢層を何年か上げるというような、受益者負担ありきの小児医療費の助成制度の拡大というのをやってみてもいいのではないかなというふうに思うところでございますが、お考えはいかがでしょう。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

受益者の一定の負担をとというようなところ、また、あるいは市町村によっていろ

いろなやり方をしているというところでございますけれども、神奈川県 の制度につ きましたは、歴史的には、平成7年には県助成制度で0歳児までは県の助成があっ た、それが平成15年度に3歳まで、そして平成20年に県助成が就学前まで広が った。そのときに、県及び全市町村、県内の市町村で話し合った結果、一部負担金 を導入していこうと。通院の場合は1回200円、入院の場合は1日100円とい うようなことが決まった中でリスタートしていったわけですがけれども、そのときも 含めて、現状におきましても、実は、この200円、100円を取っているという 市町村は湯河原町だけにとどまっているというような状況がございます。

それで、今、議員ご指摘の、あるいは厚労省の言い方、いわゆる受益者負担とい うのを、やっぱり一部払いながらかかるのだよという原則には県の補助制度として はなっているわけですがけれども、現状ではそのような形になっていないというこ とで。開成町におきましても、実は、医療費の県・市町村の研究会みたいなものを毎 年やっているわけですがけれども、その中でも、みんなで受益者負担ということで一 部負担金を取る方向にしていこうというようなことを発言しているわけですがれ ども、なかなか難しい。すなわち、医療機関の窓口での取り扱いがちょっと複雑にな るということで、統一化をした中で導入したいというのが考え方でございます。

現在、いろいろな各市町村でのやり方があるようですがけれども、全国的に見ると、 一部では、自己負担金のほうですから、これは税金の滞納があると対応しないとい うようなやり方をしているところまで今は踏み込んでおります。当然、健康保険の 給付は、そういうことをすると憲法的な違反になるわけですがけれども、今やってい る一部負担金のほうの助成につきましては付加給付というような考え方でございま すから、そういうこともできるというような部分もあるようです。

また、逆に、県内も一部ありますけれども、所得制限を広げていて、さらに逆に 年齢は上げていくというようなやり方もあるようでございますので、そこら辺の各 市町村の動向はつぶさに見ていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、小児医療につきましては、全国的に自治体が競ったように一部負担金をなく してゼロにしてと。果たして、そういうやり方が本当にいいのかというところであ ります。そういうやり方は、実際、以前にもありました。それは、老人保健につい てゼロという、あとは月何回行っても1,000円とか、そういうやり方でやって いた時期がありましたが、なかなかそういうのは制度的に難しく、結局やめになっ たわけでございますけれども。

そういった状況を考えた場合、やはり、先ほど議員がおっしゃっていたように国 のほうで。そこで今回、消費税が上がる、それについて上がった分を子育てにつぎ 込んでいくのだと考えれば、国と地方の協議の中でも、小児医療というのは、ある 程度確立された考え方を持っているので、今まで2割の部分を就学前まで、保険

の中ですが、けれども8割保険で持つてというところを、では、そこを小学校卒業までとか、そういうところにぜひ国のほうとして広げていただければというところで町のほうも努力しているところがございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

町長にお尋ねをしたいと思います。

今、さまざま、部長、課長とやりとりをさせていただいたところがございますが、パターンがさまざまという中で、課長のほうから所得制限を広げて年齢を上げる、また私のほうから負担金もありきではないかとかという話が出たところがございます。その中で、本日の同僚議員のお話の中で町長は、うちの開成町は人口が増えているよと、また、常々、平成34年までは人口が増えるというような、喜ばしいというようなお話をされておるところでございますが、実際、うちの町は、平成7年から平成26年まで、全て元旦を基軸にした形の人口統計調査を眺めてみますと、確かに、平成7年から順調に人口増加をたどっている開成町でございます。

しかし、この中で、人口推移の推計というのは、0から14歳の年少人口、また15から64歳の生産年齢人口、そして65歳以上の老年人口というような形で県のホームページ等々にもあるところではございますが、開成町の今、申し上げた年少人口、生産年齢人口、老年人口というものを、この人口増加とともに、しっかりと年少人口の0から14歳が増えているのかなと眺めましたところ、そうではないのですね、町長、これが。平成25年度は、0から14歳は2,659人おりました。しかし、平成26年の元旦の時点では8人減っている。わずかではございますが、本当に緩やかな形で、今、踏ん張っているかなというふうなところがございます。

これを鑑みたときに、開成町は本当にすばらしい町でございますが、小児医療費の助成のことについては、子育て世代については大変に大きな関心事でございます。子育て世代の転入に歯どめがかかってしまうのではないかなというふうに心配をしておるところです。人口が増加しているといっても、人口が順調に増加をしているのは65歳以上の老年人口だけでありまして、ほかの年少人口、生産年齢人口は伸び悩み、緩やかな推移をたどっているという現状がございますので、ぜひ、先ほど来の答弁のやりとりの中で所得制限、負担金云々も含めた形で、新しいパターンを考えて、そして、たとえ1学年でも3学年でも医療費助成制度の年齢の拡充を図るというような施策に着手してみたいかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

小児医療費の問題は、今までもいろいろな議員の皆さんから拡充したらどうかと

いうお話、また意見をいただいている中で、なかなか、そこを広げていくというのは難しいという話をずっとさせていただきました。開成町は人口が伸びているからいいのだというふうには、私も認識しておりません。特に、南地区に、これから区画整理が完成して、ここに早く移り住んでもらうためにも、さらに、その中で子どもたちの元気が聞こえるような町にするためには、そういう子育て支援に対して充実をしていかななくてはならないという認識は持っています。その中の一つとして、小児医療費の助成というものもあるのではないかと考えています。

今、日本全国を含めて、神奈川県を見ても、どちらかといえば、小児医療費をいかに拡大することによって競い合いというふうには私には見受けられるのです。例えば、商品でもそのようなのですけれども、お店の価格のたたき合いをやっていくと、必ず、それは潰れてしまうのです。いかに、そのお店の守っているもの、商品とかの付加価値を高めながら利益を上げていくというふうには持っていけないと、お店は潰れてしまうと。それと同じで、開成町の価値をいかに、どこに持っていくかと。子育てしやすい町というものに持っていくために、小児医療費も、もちろんありますよ。ありますけれども、それ以外にも開成町独自でやっているものもたくさんありますし、これからまだまだ充実させていかなければいけない部分。

先ほどもお話ししましたけれども、ファミリーサポートセンターがこの9月に開設もしました。28年度には子育て広場の支援センターもつくっていききたいという意味で、子育ての充実は、ある意味、トータルで考えていききたいと思っています。その中の一つとして小児医療費もありますけれども、今、前田議員が言われたように、あり方についてはいろいろな検討事項があるのかなと。ただ無条件に無料に広げていくというのは私は反対でありますけれども、その広げ方の対象として、やり方として、前田議員が言われたように検討する余地はあるのかなと今、感じております。

この中で、今、ご意見でありましたけれども、研修を受けたら医療費を何とかというのは、答弁でもさせていただきましたが、これは難しい問題だと思っておりますので、その部分についてはちょっと難しいかなと思っておりますので、さらなる検討事項には加えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

検討事項に加えていただくということで、ご答弁いただいたわけでございます。ファミリーサポートセンター、それから新たな子育て支援センター、ともに私が一般質問させていただいた経緯がございまして御礼申し上げます。ただ、必要なものは、こういうふうな形で集約してしまう時期というものはあるかと思っております。やはり知恵を使って、ここにいる、議場にいる私どもが知恵を使って、また町民からいろいろなアイデアをいただきながら、やわらかい頭で、また試しに3年間でもやっ

てみようかというような形もいいと思います。本当に、また、そういう形で検討をしていただきたいと思います。小児医療費の助成制度の拡大というのは、平等性もあって、また老若男女のさまざまな世代から拡大を強く要望されているというのは本当に確かな現実でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

第2項目目の質問をさせていただきます。先に通告をさせていただいておりました2項目目の質問をいたします。災害時における事前対策として、災害弱者及びペット等への対応訓練をについて、質問をいたします。

町の防災訓練に町立中学生全員が参加する取り組みは、今年度で2回目となりました。中学生がそれぞれの地元自治会に分かれて活動していた姿は頼もしく、地域に、町に希望を与えてくれておりました。また、おのおのの自治会が防災にかかわる皆さんを中心に、次の防災訓練は何をどう組み入れようかなと常日ごろ検討されていることは地域力の向上を確信するものです。

そこで、今度は、災害時における開成町の事前対策としての災害時要援護者及びペット等への対応訓練も実施が必要と考えます。私は、災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を受け取ることや危険回避のための判断や行動、自らが助けを求めるといった情報発信をうまくできない人のことを言い、主に妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、観光客などを含むと考えています。また、現代は各種のペットがさまざま増加しており、ペットは家族であるという認識の人々と、反面、ペットアレルギーやペットを苦手としている方々があります。そのため、災害時におけるペットへの対応が平時の訓練として必要と考えます。①具体的な支援対象者として、妊産婦、乳幼児の事前対策としての避難訓練が必要では、災害時におけるペット問題の対応策はについて、お尋ねをいたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、二つ目のご質問にお答えします。

初めの具体的な支援対象の妊産婦、乳幼児の事前対策訓練が必要ではということではありますが、町地域防災計画の中で、災害時要援護者として、ひとり暮らし高齢者、要支援・要援護者高齢者、障害者、妊婦者、乳幼児、傷病者、外国人を想定しております。災害時要援護者対策については、東日本大震災に伴う災害発生に伴う災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう必要な措置を講じるよう定められております。

避難行動支援者名簿については、災害時に災害時要援護者を迅速に避難させるために、地域防災計画に規定している災害時要援護者の全員を掲載した名簿として役場内において整備する必要があります。地域の共助による対策として、町では自主防災会、民生委員、社会福祉協議会と協力し、災害時要援護者名簿を作成し、災害発生時に自力で避難することが困難な方を支援できるように災害時要援護者登録制度を推進しております。

現在、町防災訓練において、各自主防災会から要援護者の方と支援者の方が要援護者拠点施設である福祉会館への避難を行い、災害時要援護者受入訓練及び災害時要援護者施設開放訓練を実施しております。今後とも、より効果的な訓練の方法を検討していきたいと考えております。

町の防災講座等において、避難所運営ゲーム、HUGとありますが、を実施をし、災害時の妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、観光客など、さまざまな方の受け入れ方法の対応などについて図上訓練を行っております。妊産婦、乳幼児に実践的な訓練に参加してもらうのは難しいことでもありますので、想定訓練として行う災害時要援護者受入訓練の仮想対象に妊産婦、乳幼児を加え、事前準備として身を守る災害教育等が必要になると思います。

次に、二つ目の災害時におけるペットの問題の対応策についてであります。災害時におけるペット問題については、東日本大震災の状況を受け、国でも災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを作成し、飼い主や市町村に対して一定の方針を示しております。その中では、ペットが家族の一員であるという意識が一般的になりつつある現在、飼い主である被災者の心のケア、また被災動物の野良犬・猫化対策としてペットとの同行避難が想定をされております。ただし、同行避難とは飼い主がペットを同行し避難所まで安全に避難することであり、避難所でのペットとの同居までは意味をしておりません。また、ペットについては、平常時の対策を含め、避難所等では原則は飼い主の責任で行われるべきものであると考えております。

このガイドラインや先進自治体等の事例を参考に、次のような対策を検討していきたいと考えております。畜犬登録、予防注射はもちろんのこと、ペットフードの備蓄、鑑札や迷子札の装着、集団生活に備えてのしつけなどの事前対策を飼い主へ啓発をしていく。避難所でのペット対応については、被災の状況にもよりますが、議員もおっしゃるとおりペットが苦手な方もおられるため、自治会館等の小規模避難所での受け入れは困難ではないかと思えます。住宅が倒壊し避難所生活が長期化するような大災害が発生した場合には、ある程度大きな広域避難所等で人間との適切な距離が確保できる施設での受け入れであれば可能と思われるので、どのような施設で確保ができるか検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

①の具体的な支援対象として、妊産婦さんと乳幼児の子どもたちを対象にしての事前対策の訓練が必要ということの質問をさせていただいたわけですがけれども、ご答弁の中に災害時要援護者登録制度を推進していきたい、推進しているという、整備していく必要があるというような答弁をいただいたわけですがけれども、今、申し上げた妊産婦さん、それから乳幼児さんの登録状況というのは、現在、町ではどの

ような形になっておるのか、その現状をお聞かせください。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご回答いたします。

地域防災計画では、妊産婦も入っているわけでございます。それで、平成18年度から進めている登録制度におきましても、その範疇に入っているものでございますが、昨年までの現状としては、現在やっている登録制度は手挙げ方式といいまして、私の情報を自治会なんかにも提供してしまうよというような個人情報をクリアにしていくもので、自らの登録という形になっておりました。そういう現状の中では、実は、ほとんど登録者がいない状況でございました。

今年度におきましては、実は、登録制度を自治会等にPRする際に、明確に妊産婦及び3歳未満の乳幼児というような区分けもつくりまして呼びかけました。それで、現在、ちょっと集計中でございますけれども、10人程度の登録が今、入っているというような状況でございます。やはり、そういう災害弱者として捉まえて、そのような登録者もこの制度にしっかり捉まえていくというような形での対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

ぜひ、その点の推進をお願いしたいと思います。

やはり、妊産婦さんですとか乳幼児さんにかかわりますと、福祉課だけではなく保険健康課にもわたって、その推進が図られるものというふうに想像するところでございますが、例えば、登録も含めた中で、被災したときには、こういうものを持って、こういうことに気をつけて避難するべきですよというような妊産婦さん、乳幼児さん向けの啓発等々も、あわせて行っていくべきだと思っております。

二子、三子になりますと、町とのかかわりも、また友人もできてというところではありますが、妊婦ということで第一子の方は、母子手帳発行のために各市町村に来るわけですけれども、例えば、母子手帳発行のときに妊産婦さんに対して、そのような町独自の啓発チラシ等々を差し込んで配付するというような試みをしてはいいかかと思っております。母子手帳というのは、毎年、少々加筆されながら、開成町では、おおむね150人ぐらいの皆様にお渡ししているというふうに聞くところでございます。この辺の日ごろの準備、災害時の心構え等々を明記した町独自の手帳に挟み込むというような啓発活動についての考えについて、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

妊産婦及び乳幼児の啓発ということで、乳児に関しましては、地域から選出され

ている母子保健推進員さんを通じまして、第1回目の3カ月のころに、声かけ訪問と同時に「我が子を守ろう災害時の備え」ということでチラシを配付させていただいております。ただ、妊婦さんに対しては、啓発というところは現在実施していないというところもございますので、おなかの大きいときからということで、母子健康手帳そのものを変更するというのはなかなか共同印刷をかけている関係で難しいので、その中に周知というような形で別に挟み込むというところは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

ぜひ、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

母子保健推進員さんが発案し、尽力なさって今の災害時の備えについてのチラシの製作がなされたということは、私も町内のさまざまな方から聞くところでございます。母子保健推進員さん、町民の方々のそのお声を、また、どういうふうに町として拡大をしていくのかというのが、広げていくというのが大事になるわけではないかと思えます。

そこで、実は、一つ、ご紹介したいことがございます。小田原に小田原子ども防災という7名のお母さんが、乳幼児と妊産婦だけに限った防災に関する座談会というのを月一度、開催をしております。代表者の方とお会いしてお話を聞きましたら、彼女がちょうど被災をしたときには、卒園間近な長女を連れて、出産したばかりの1カ月の次女を連れて、帰りにママ友と川べり、田んぼべりでお話をしているときに地震に遭ったと。妊産婦、乳幼児の防災というものに対して、本当に動かなくてはいけないということで考えたそうでございます。

そこで、静岡にあるNPO法人の「だっことおんぶの研究所」というところに講演会を依頼して、小田原市のほうにも、もちろん応援をしてもらってセミナーを開催したところ、そのセミナーは情報が第一部、第二部では具体的に長い布を使っておしめをつくったりとか、あと、その辺にいつもあるスーパーのビニール袋と新聞紙でおむつをつくったり、新聞紙で食器をつくったりとかという形で、実践と、それから講演会のセットでのものだったそうでございます。

そのセミナーは、彼女が2011年に被災した後、その年に小田原子ども防災というのを立ち上げて、セミナーは8カ月後にやって、何と120人がセミナーに参加したそうでございます。今も月に一度、開催をしておるそうですが、本当に反響が大きくて、じわじわと妊産婦さんと乳幼児さんの防災のための実体験の避難訓練というようなことまで伸びていくようなお話でございました。この辺、やはり乳幼児と妊産婦をターゲットにした防災のセミナー、講座というものを町の統一防災訓練とは別途に行ってみるといふものも必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、乳幼児を抱えた保護者、あるいは妊産婦を町の一斉の防災訓練の中に動員して具体的に避難してくださいというような訓練は、もちろん無理なことだと思います。そこで、今、ご提案にありました小田原の例は、具体的にかなり参考になることだと思われまます。これを月一、開催できるかどうかは別として、やってみる価値はあるなということでお話を伺いましたので、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

ぜひ、よろしくお願ひをいたします。

講演会は、講師料だけ費用がかかるそうでございます。あと、月に一度、開催している小田原子ども防災の防災座談会というのは無料で、身近にあるもの、家にあるものを使って巨大地震、また、それに限らず、災害の折に乳幼児を抱える母親が自らの命も守りながら子どもを守っていくための講座というのは費用は0円というところでございますので、ぜひ参考にさせていただけたらなというふうに思ひます。

それで、代表者の彼女が言っていた中で、大変に目からうろこのような形でお話をいただいたわけですがけれども、妊産婦とか乳幼児のお母さん方は防災というのには大変に興味がある。やらなくてはいけない、防災というのは本当に敏感に感じている。しかし、彼女が3年間、活動を通じて本当にダイレクトに感じられたのは、防災訓練というのは乳幼児を抱えるお母さん方にとってはかなり遠い存在だということをお異口同音におっしゃっていたというところでございます。

そして、また地域のつながり、普段の生活の中で見守り続ける関係が大事だし、子どもたちを連れて妊産婦さんが外に出かけるときのお出かけのグッズというのなんかも、特段、災害があったからこれを持っていくとかという特別扱いにしてしまうと、かなり、その辺は難しい。子どもと外出は、いつだって非常時なのだということをおキャッチコピーに動いているそうでございます。

次に、ペットについての質問でございます。ペットの避難訓練というとお抵抗があるかもしれないけれども、ペットと同伴の方々の避難訓練というの、やはり統一的な防災訓練で難しい部分も多々あるように感じます。例えば、防災訓練をやるとなると、今、犬の去勢手術とか避妊の手術の関係の助成金の関係で協力をいただいている南足柄、大井町、開成町の6名の獣医師の先生方がいらっしゃるわけですがけれども、そのような広域の獣医師の先生方と協力しながら小さな単位でペット同伴の避難訓練をやってみたらどうかというふうに思うところでございます。

茅ヶ崎市、寒川町の1市1町では、20年前から、しつけの教室を開催し、数年後には避難訓練としつけ教室を合体した形で定着に開催されているというところで

ございます。本当に、ペットが飼育者と離れても自宅の敷地や他の安全な場所で飼育管理ができればいいのですけれども、諸事情で避難所へペットを連れてこなければならないような場合もあるやもしれませんので、飼育管理ルールの作成や受け入れ前の準備が必要となるので、その辺も含めたペットと同伴の避難訓練の開催について、ご検討はいただけますでしょうか。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

ペットということで、私のほうからお答えをいたします。

今現在は、開成町の防災訓練等ではペット関係のことは全く考慮されていないのですが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、国のガイドラインの中でもペットとの同行避難ということは十分考えられるということで、市町村に対しても、その辺の方策を考えるようなガイドラインになってございます。

その中で、まさしく、これから検討ということになりますが、同行避難という部分については、まずは、議員もおっしゃられるとおり、飼い主のしつけによって、それが実現できるかどうかという部分が大きくなりますので、啓発の部分も含め、実際に訓練に取り込んでいけるかどうか検討していきたいというふうに考えます。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

検討をお願いいたします。

実際に20年来、愛犬との避難訓練としつけ教室とをやっている寒川町にお尋ねをいたしまして、予算的なものをお尋ねしましたら、やはり謝礼が数万円かかるというような内容でございまして、費用的なものは謝礼の数万円も犬の登録等の手数料とかを充当して補えるということでございますので、この辺も、先ほど来、町長がおっしゃった丁寧な細かなというような災害の訓練というところでは、ぜひ取り入れていただきたいなというふうに思います。

ペットの受け入れは、災害の種類ですとか被害の大きさ、被害者の数、そして地域性などにより条件がさまざま異なっておりますので、一概にはいかないと思います。各避難所で、その場の状況に応じて、柔軟性のある対応が必要だと考えるところでございます。開成町におきましても、動物と共生する開成町、動物と共生するまちづくりの一環として、ペット同行避難訓練の実施に向けた動きをしていただきたいと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

さまざまな提案をいただき、本当にありがとうございます。ペットの問題だけではなくて、ここに出てきていますように障害者。障害者といっても障害の程度はみ

んなさまざまですので、それぞれに合った内容の中できめ細かな防災訓練をきちんとしていくなり、また、防災に対する情報をきちんとそれぞれの団体の皆さん、妊婦さんに合ったり障害者に合ったり、それぞれに合った対応というのをきめ細かく、これからやっていかななくてはいけないと思います。

ペットの問題も、やはり事前に、何かがあったときにペットも一緒に避難できるような、そういう意識づけ。ペットを好きではない人も当然おられるのですから、そういう人たちに対しても、そういう認識を少し持ってもらえるような協力関係もできるような体制をきちんと事前にやっていくというのがすごく大事だと思うので。いざというときに、みんなが助かるような、みんなが施設での避難ができるようなことは、やっていく必要があると思いますので、いろいろな提案を受けて、これからも検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

それでは、縦横無尽に細かなところにも目線を広げた形の対応を期待したいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を13時30分といたします。

午後0時15分